

第6回尼崎市地域公共交通会議議事要旨

- 1 日時 令和2年7月8日(水)午後3時～午後4時30分
- 2 場所 尼崎市立小田北生涯学習プラザ ホール
- 3 出席委員 18人(構成員の半数以上の出席が認められることから、尼崎市地域公共交通会議設置要綱第5条第3項の規定に基づき成立)
- 4 傍聴人数 なし
- 5 議題

(1) 路線の廃止について(阪急バス株式会社)(報告案件)

本件については、廃止予定日を令和2年9月28日として、同年3月24日付で近畿運輸局長に届出がされていることから、道路運送法施行規則第十五条の四 第三号による意見調整は不要であるが、本会議の設立趣旨に照らし報告案件とするものである。

阪急バス株式会社野津委員より資料に基づき説明があった。本件、園田線については、これまでのバス事業者による不採算路線への取組や現在の利用者実績等をふまえ、廃止は止むを得ないものとして協議が整った。

なお、阪急バス株式会社は事前に周知を図り、利用者等が困惑しないよう努めるよう意見を付した。

今後は、交通事業者と市が一体となって地域公共交通を考えていくうえで、相互のコミュニケーションを図る場を設けることとし、その仕組みづくりについて検討することとした。

(意見等)

- ・ 手続き的には事務局が示すとおりであるが、別途通知において地域協議会へ廃止を申し出る以前に、市などに積極的な情報提供を行うこととなっている。路線廃止は、現状として仕方のないことかと思うが、阪急バス(株)においては、利用者への周知を7日前ということではなく、出来るだけ早い段階でお知らせし、利用者の迷惑がかからないようにすることが望まれる。尼崎市に限った事ではないが、バス会社だけではなく行政も一緒になって交通を考えていかなければならない。(委員)

- ・ 運行実績や減便した経緯からみてもやむを得ないと理解できるが、できるだけ速やかに尼崎市地域公共交通会議で説明することが求められる。原則として、路線の廃止又は休止といった比較的大きなテーマに関しては、届け出る前に尼崎市地域公共交通会議にかける、出来るだけ速やかに市に申し出るといったことをやっていただきたい。(会長)

(2) 地域公共交通における新型コロナウイルスにかかる対応について（情報交換）

新型コロナウイルス感染拡大により各交通事業者の路線バス事業は大きな減収となっている。感染症拡大防止対策に資する経費については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や国土交通省2次補正による国庫補助金のほか、本市が検討中の補助金を活用し、安心安全な公共交通を確保するため、感染症拡大防止対策を講じていただきたい。

(意見等)

- ・ 路線バスについて、2月下旬ごろからコロナによる影響が徐々に出ており、緊急事態宣言によって決定的な打撃を受けた。平日前年比約50～60%の減、休日においては約70%減となった。運転席周りのビニールカーテンの設置、運転手のマスク着用、車内換気の徹底といった感染拡大防止対策を講じているが、どのぐらいの利用者が回復するのか大変厳しい状況が続いている。(委員)
- ・ タクシーについて、路線バスと同様に危機的な状況。既に倒産した会社も出ている。持続化給付金等を活用しながら続けているが、今後の情勢には危機感を持っている。尼崎市は臨交金を活用したタクシーへの支援は予定しているか。(委員)
- ・ 本市ではコロナ感染症拡大に対する支援に取り組むとともに、とりわけ、感染拡大防止対策が大変重要な事であるとの認識のもと取り組んでいく。国交省による地域公共交通の感染拡大防止対策事業にかかる補助金の創設を受け、現時点では、そういった国庫補助メニューをベースとした、不特定多数の利用がある輸送量の多い路線バスから先行して補助事業を検討しており、今後、国の動向等を注視し対応を考えていく。(委員)
- ・ 現在、世間的では公共交通に乗らなければ安全といわれているが、車内できちんとマスクを着用し会話をしなければ公共交通は安全であることは明確であることから、改めて市民や利用者に公共交通は安全であることをお伝えし、バス交通を維持・拡大することが大事である事を広報していくことが重要である。(委員)
- ・ これまでも公共交通を維持するため、朝（通勤・通学等）のピーク時間帯に対応するバス配車などを行っており、引き続き、3密を防ぐためにこれらのピークシフトを継続させることは大変良い流れである。(委員)
- ・ 高齢者の運転免許自主返納によりタクシー乗車料金が1割安くなるが、この制度を利用する乗客は皆無であるので、これをもっと利用してもらいたい。(委員)

以 上